平成２８年（再イ）第４号
宮城県石巻市流留字沖21番地39
再生債務者　石森　　勇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月19日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２８年（再イ）第４９号
埼玉県志木市幸町４丁目３番21号
再生債務者　永田　大樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月19日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２１１号
神奈川県藤沢市遠藤857番地の17
再生債務者　福岡　正洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２４５号
神奈川県藤沢市善行団地１番12―206号
再生債務者　山田　広太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第８３号
神戸市兵庫区水木通４丁目１番13号
再生債務者　西脇　秀忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月16日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第５５号
東京都練馬区南田中４丁目９番22号　ラフィスタ練馬310
再生債務者　小池　崇之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月19日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２８年（再イ）第１４号
愛媛県新居浜市萩生2814番地の11
再生債務者　増田あゆみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月19日　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（再イ）第１８０号
札幌市手稲区前田１条１丁目７番21号　伊吹方
再生債務者　森　　悠祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月19日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１８３号
札幌市手稲区新発寒５条１丁目８番30号
再生債務者　瀬戸川弘泰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月19日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第８号
千葉県南房総市富浦町居倉１番地
再生債務者　出口　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月19日
千葉地方裁判所館山支部破産再生係

企画競争に関する公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。
平成29年1月6日
独立行政法人日本貿易保険
理事長　板東　一彦

1　業務概要
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　業務名　次期貿易保険システム構築プロジェクト管理支援　一式
⑶　業務内容　企画競争説明書による。
⑷　履行期限　平成29年6月30日
2　参加資格、選定基準及び評価基準
⑴　下記①、②及び③に該当しない者であること。
①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
②　次の各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後二年を経過しない者。なお、代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。
ア　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
カ　前各号のいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
③　上記②に該当する者を企画提案の代理人として使用する者。
⑵　経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和56年１月23日付け55会第543号）により、平成28・29・30年度経済産業省競争参加者資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」もしくは「C」等級に格付けされている者であって関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は、当該競争参加資格を有していない者で、適合証明書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有する者であること。
⑶　企画競争説明書の交付を受け、かつ、企画競争説明会に出席し説明を受けた者であること。
⑷　その他
評価基準等は企画競争説明書による。
3　手続等
⑴　担当部署
〒101―8359 東京都千代田区西神田３―８―１　千代田ファーストビル東館５階　独立行政法人日本貿易保険情報システム室情報システムグループ　電話03―3512―7715
⑵　企画競争説明書の交付期間、場所及び方法
上記⑴又は下記⑶の企画競争説明会にて交付。
なお、企画競争説明書の交付及び企画競争説明会への出席は、独立行政法人日本貿易保険のホームページ（http://www.nexi.go.jp）に掲載した所定の機密保持誓約書に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、提出した者のみとする。
機密保持誓約書（MS-Wordファイル　29ＫＢ）